

認可外保育施設等 利用料の無償化について

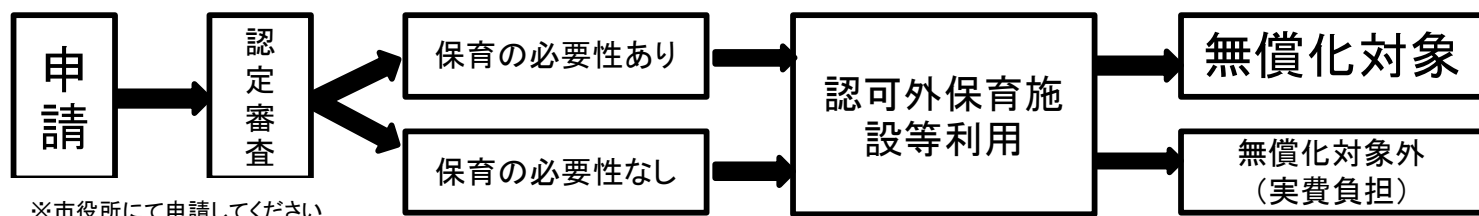
1. 対象施設

認可外保育施設の他、一時保育事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッターが無償化の対象となる場合があります。

※和光市では、無償化の対象となる認可外保育施設を市への届出があり、認可外保育施設の指導監督基準を満たす施設に限定する予定(市外の施設にも適用されます)。

※複数の認可外保育施設等を利用する場合も上限額の範囲内で無償化の対象となります。

2. 事前に施設等利用給付認定申請が必要です



対象者	要件	無償化対象額
0歳児～2歳児 住民税非課税世帯のみ	保育の必要性の認定を受けた方	月額上限42,000円
3歳児～小学校就学前 (満3歳を迎えた次の4月1日～)		月額上限37,000円

- ※ 「保育の必要性の認定」を受けた児童のみが対象
- ※ 保育所・認定こども園等を利用していない児童が対象
- ※ 一部の幼稚園は併用可
- ※ 対象とならない場合は、今までどおり保護者負担となります。

【保育の必要性】

保育の必要性とは、保護者それぞれが就労、疾病等により児童の保育が必要な理由。主な事由は以下のとおりです。該当する方は、ご申請ください。

保育の必要性の事由

就労・疾病・障害・妊娠・出産・育児休業・介護・求職活動・就学

3. 申請先・問合せ先

〒351-0192和光市広沢1-5

和光市役所保育サポート課窓口

電話 048-424-9130

認可外保育施設等利用の参考例

【例1】

認可外保育施設 + ファミリー・サポート・センター事業
= 37,000円(月額上限)

【例2】

一時保育事業 + 病児保育事業 = 37,000円(月額上限)

【例3】利用する幼稚園の預かり保育事業が(1)平日の開所時間が8時間未満
(2)年間開所日数が200日未満の場合

幼稚園(未移行) 25,700円 (月額上限)	+	幼稚園の預かり保育 + 一時保育事業 11,300円(月額上限)
-------------------------------	---	-------------------------------------

合計 37,000円(月額上限)

①幼稚園の預かり保育(10日利用)

【支払い額】

600円 × 10日 = 6,000円

【給付対象額】

450円 × 10日 = 4,500円

預かり保育の基準額は
日額450円となります

【保護者実負担額】

6,000円 - 4,500円 = 1,500円

②一時保育事業(5日利用)

【支払い額】

2,000円 × 5日 = 10,000円

【給付対象額】

11,300円 - 4,500円 = 6,800円

【保護者実負担額】

10,000円 - 6,800円 = 3,200円

償還払い請求について

認可外保育施設等を利用し、お支払いした利用料について、保護者の請求により上限月額範囲内で施設等利用費の給付を受けることができます。

※ファミリーサポートセンター事業の場合

【請求に必要な書類】

- (1)施設等利用費請求書
- (2)援助活動報告書

【請求先】

〒351-0192和光市広沢1-5

和光市役所子どもあんしん部保育サポート課支給認定担当